

## ドライブレコーダーの設置に関する前面ガラスへの貼付物規制について

- 適用範囲

前面ガラスを有する自動車（被牽引自動車を除く。）

- 改正概要

車室内の運転者の様子を録画するドライブレコーダーの映像は、運転者に対する安全運転指導や事故調査・分析を効果的に行うことを可能とするなど、事業用自動車を中心に、安全確保のために有効であると考えられます。このため、事故時又は運行中の運転者の状況に係る情報の入手のカメラについては、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラと同一の範囲（※）の前面ガラスに貼付できるものとして取り扱うこととします。

※ 車室内後写鏡により遮へいされる範囲等のほか、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長 20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラスの開口部から 150mm 以内の範囲。

（取付位置イメージ）



（撮影イメージ）



- 改正時期（予定）

平成 29 年 6 月

- 適用時期（予定）

平成 29 年 6 月